

医政発0418第8号

令和5年4月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

義肢装具士養成所指導ガイドラインについて

義肢装具士学校養成所指定規則については、平成16年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用による業務の拡大等により、義肢装具士に求められる役割や知識等は変化してきた。これら義肢装具士を取り巻く環境の変化に対応するため、令和3年9月から「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月1日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「義肢装具士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に臨床実習については、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、1単位における時間の計算方法を見直すとともに、義肢装具士特有の業務形態に対応できるよう2単位が2週間に収まることを目安に調整する等が検討され、臨床実習の授業計画を大きく見直す取組みが図られたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、義肢装具士法第14条第1号は令和6年4月1日から、同法第14条第2号は令和7年4月1日から、同法第14条第3号は令和8年4月1日からそれぞれ適用することとし、「義肢装具士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第32号都道府県知事宛本職通知）は、同法第14条第1号は令和6年3月31日をもって、同法第14条第2号は令和7年3月31日をもって、同法第14条第3号は令和8年3月31日をもってそれぞれ廃止する。

[別紙]

義肢装具士養成所指導ガイドライン

1 一般的事項

- (1) 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (3) 義肢装具士養成所（以下「養成所」という。）の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時

間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、臨床実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

(4) 臨床実習は2単位を2週間に収めることを目安に調整すること。

(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(6) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり5平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(ア) 義肢装具装着適合室

(イ) 義肢装具製作室

(ウ) 機械室

(3) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。

(4) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊（ただし、義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第14条第2号又は第3号の養成所にあつては、500冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は10種類以上を備えていること。

6 臨床実習に関する事項

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者であることに加え、福祉用具専門分野において実習指導者となる者は、厚生労働省の定める基準を満たす「義肢装具士臨床実習指導者講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した者であること。
- (3) 臨床実習を行う施設における義肢装具士である実習指導者は、講習会を修了した者であることが望ましいこと。
- (4) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。
- (5) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

7 その他

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数			教育目標
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	法第14条 第3号	
基礎分野	科学的思考の 基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人体の構造と 機能及び心身 の発達	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
専門基礎分野	疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促 進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉 とリハビリテ ーションの理 念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域 における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	36	29	21	
専門分	基礎義肢装具 学	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力

野				を養う。義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。	
	義肢学	8	8	4	義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	装具学	12	12	7	装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	福祉用具学	3	3	2	車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識を習得し、また、ロボット支援機器に関する必要な知識を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	10	10	9	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・福祉における義肢装具及び福祉用具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	50	50	31	
合計	100	79	52		

別表 2

機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材（CADソフトを含む）	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	1
プラスチックカッター	10人で1
電動ドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オーブン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1

作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
三次元動作解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など)	3種以上
歩行器	1
デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)	一式
福祉用具(移動機器)	1
福祉用具(家具・建具、建築設備)	1
福祉用具(コミュニケーション関連用具)	1

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

(別添)

新旧対照表

新	旧
<p>義肢装具士養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 授業に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 臨床実習については、1単位を<u>40時間以上</u>の実習をもって計算することとし、<u>臨床実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。</u></p> <p><u>(4) 臨床実習は2単位を2週間に収めることを目安に調整すること。</u></p> <p><u>(5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。</u></p> <p>また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における</p>	<p>義肢装具士養成所指導ガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 授業に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 臨床実習については、1単位を<u>45時間</u>の実習をもって計算すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。</u></p> <p>また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における</p>

教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(6) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 (略)

6 臨床実習に関する事項

(1) (略)

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験を有する者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者であることに加え、福祉用具専門分野において実習指導者となる者は、厚生労働省の定める基準を満たす臨床実習指導者講習会（以下、「講習会」という。）を修了した者であること。

(3) 臨床実習を行う施設における義肢装具士である実習指導者は、講習会を修了した者であることが望ましいこと。

(4) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。

(5) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

7 その他

(1) (略)

(2) 指定規則第5条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 (略)

6 臨床実習に関する事項

(1) (略)

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

(新設)

(3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。

(4) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

7 その他

(1) (略)

(2) 指定規則第5条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、義肢装具士養成

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1)・(2) (略)

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		区分			教育目標
		単位数			
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	法第14条 第3号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎	人体の構造	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系

所から都道府県知事への報告する機能を有していないため、今後、改修（平成27年度中）を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって報告とされたいこと。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1)・(2) (略)

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		区分			教育目標
		単位数			
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	法第14条 第3号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎	人体の構造	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系

分野	造と機能及び心身の発達				統立てて理解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	36	29	21	
専門分野	基礎義肢装具学	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合

分野	造と機能及び心身の発達				統立てて理解できるようにする。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
	義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	36	29	21	
専門分野	基礎義肢装具学	19	19	10	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合

					を行うことができる基礎的能力を養う。 義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。
	義肢学	8	8	4	義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	装具学	12	12	7	装具の適応となる疾病及び障害について理解し、装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	福祉用具学	3	3	2	車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識を習得し、また、ロボット支援機器に関する必要な知識を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	10	10	9	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・福祉における義肢装具及び福祉用具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チ

					を行うことができる基礎的能力を養う。
	応用義肢装具学	20	20	11	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員とし

					ーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	50	50	31	
	合計	100	79	52	

別表 2
機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材 (CADソフトを含む)	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	1

					て責任と役割を自覚する。
	小計	43	43	24	
	合計	93	72	45	

別表 2
機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1

プラスチックカッター	10人で1	プラスチックカッター	10人で1
電動ドリル	4人で1	ハンドドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1	カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1	ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1	ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1	グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1	ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1	ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1	ディスクサンダー	10人で1
電気オープン	10人で1	電気オープン	10人で1
ヒートガン	4人で1	ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1	コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1	真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1	真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1	計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式	集塵機	一式
定盤	4人で1	定盤	4人で1
作業台	4人で1	作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1	電動ミシン(平台)	5人で1

八方ミシン	1	八方ミシン	1
アライメント治具	1	アライメント治具	1
万力	1人で1	万力	1人で1
一般工具	各種	一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式	筋電義手用筋電位測定機器	一式
<u>三次元動作解析装置</u>	1	<u>運動解析装置</u>	1
義手及び各部品	各種	義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種	義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種	装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型 など)	5種以上	車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型 など)	5種以上
電動車椅子	1	電動車椅子	1
座位保持装置	一式	座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上	整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上	松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフトランド杖など)	3種以上	歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフトランド杖など)	3種以上
歩行器	1	歩行器	1
<u>デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)</u>	<u>一式</u>	(新設)	(新設)
<u>福祉用具(移動機器)</u>	<u>1</u>	(新設)	(新設)

福祉用具（家具・建具、建築設備）	1	(新設)	(新設)
福祉用具（コミュニケーション関連用具）	1	(新設)	(新設)
<p>(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。</p> <p>標本及び模型（略）</p>		<p>(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。</p> <p>標本及び模型（略）</p>	

4 文科高第 2074 号
医政発 0331 第 25 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布等
について (通知)

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号) については、別添のとおり令和 5 年 3 月 31 日に公布されました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 義肢装具士学校養成所指定規則 (昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。) 第 4 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号。以下「法」という。) 第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する学校及び義肢装具士養成所 (以下「養成所」という。) の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第一、同条第 2 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第二、同条第 3 号に規定する学校又は養成所については指定規則別表第三に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 国民の医療へのニーズの多様化や、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴う、求められる役割

や知識等の変化に対応するため、「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、義肢装具士養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和3年12月に報告書がとりまとめられた。

- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
 - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第14条第1号の学校又は養成所の総単位数を現行の93単位から100単位に、同条第2号の学校又は養成所の総単位数を72単位から79単位に、同条第3号の学校又は養成所の総単位数を45単位から52単位に引き上げること
 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 指定規則別表第一について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14	基礎分野	科学的思考の基盤	14
	人間と生活			人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	13
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>8</u>		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	<u>9</u>
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>5</u>		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	<u>4</u>
	義肢装具領域における工学	10		義肢装具領域における工学	10
専門分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>	専門分野	基礎義肢装具学	<u>17</u>
	応用義肢装具学	<u>20</u>		義肢学	<u>8</u>
	(新設)	(新設)		装具学	<u>12</u>
	(新設)	(新設)		福祉用具学	<u>3</u>
	臨床実習	<u>4</u>		臨床実習	<u>10</u>

合計	<u>93</u>
----	-----------

合計	<u>100</u>
----	------------

○ 指定規則別表第二について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門 基礎 分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	10	専門 基礎 分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	10
	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	<u>6</u>	専門 基礎 分野	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	<u>7</u>
	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	<u>5</u>	専門 基礎 分野	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	<u>4</u>
	義肢装具領域にお ける工学	8	専門 基礎 分野	義肢装具領域にお ける工学	8
専門 分野	基礎義肢装具学	<u>19</u>	専門 分野	基礎義肢装具学	<u>17</u>
	応用義肢装具学	<u>20</u>	専門 分野	義肢学	<u>8</u>
	(新設)	(新設)	専門 分野	装具学	<u>12</u>
	(新設)	(新設)	専門 分野	福祉用具学	<u>3</u>
	臨床実習	<u>4</u>	専門 分野	臨床実習	<u>10</u>
合計	<u>72</u>	合計	<u>79</u>		

○ 指定規則別表第三について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
専門 基礎 分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	10	専門 基礎 分野	人体の構造と機能 及び心身の発達	10
	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	<u>6</u>	専門 基礎 分野	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	<u>7</u>
	保健医療福祉とリ	<u>5</u>	専門 基礎 分野	保健医療福祉とリ	<u>4</u>

	ハビリテーション の理念				ハビリテーション の理念	
専 門 分 野	基礎義肢装具学	<u>10</u>	➡	専	基礎義肢装具学	<u>9</u>
	応用義肢装具学	<u>11</u>		門	義肢学	<u>4</u>
	(新設)	(新設)		分	装具学	<u>7</u>
	(新設)	(新設)		野	福祉用具学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>3</u>			臨床実習	<u>9</u>
合計		<u>45</u>	合計		<u>52</u>	

○ 指定規則別表第一、別表第二及び別表第三の臨床実習の備考として、以下の内容を追加する。

- ・ 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと

(※) 臨床実習を行う病院又は診療所は、制作実習を行う義肢装具製作所と関連のある施設とすること。なお、病院又は診療所における臨床実習は、患者の採型・採寸、適合の見学や補助を行う実習とし、実習指導者によるその際の振り返りを行うこととすること。また、臨床実習の時間数は、二単位が二週間に収まることを目安に調整すること。

○ 必要な経過措置を定める。

○ その他所要の改正を行う。

3. 施行期日及び適用期日

○ 令和5年4月1日（ただし、別表第二の改正規定については、令和6年4月1日、別表第三の改正規定については令和7年4月1日。）

(※) 本省令による改正後の指定規則に基づくカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）に対応する義肢装具士国家試験が令和8年度（令和9年2月頃予定）から施行されることから、修業年限3年以上の課程については令和6年度入学生から、修業年限2年以上の課程については令和7年度入学生から、修業年限1年以上の課程については令和8年度入学生から新カリキュラムが適用されることとする。

以上

○文部科学省
厚生労働省令第四号

義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条の規定に基づき、義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和五年三月三十一日

義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

別表第一（第四条関係）

専門基礎分野 (略)	教 育 内 容	単位数 (略)
	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
		十 四 九 十三

改 正 前

別表第一（第四条関係）

専門基礎分野 (略)	教 育 内 容	単位数 (略)
	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
		十 五 八 十三

(傍線部分は改正部分)

文部科学大臣 永岡 桂子
厚生労働大臣 加藤 勝信

専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	
合 計		百 十 三 十二 八 十七

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

別表第二(第四条関係)

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	
合 計		七十九 十 四 七 十

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十九単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習	
合 計		九十三 四 二十 十九

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十六単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)

別表第二(第四条関係)

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 義肢装具領域における工学	
専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習	
合 計		七十二 四 二十 十九

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十八単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(新設)

別表第三(第四条関係)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四 七 十
専門分野	基礎義肢装具学 義肢学 装具学 福祉用具学 臨床実習	九 二 七 四 九
合 計		五十二

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習九単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十三単位以上(うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十二単位以上)であるときは、この表の教育内容この単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、三単位以上は製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所において行い、一単位以上は病院又は診療所において行うこと。

附 則

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日において現に義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号。以下「法」という。)第十四条第一号の指定を受けている学校又は義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の義肢装具士学校養成所指定規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 令和六年四月一日において現に法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 令和七年四月一日において現に法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第三(第四条関係)

教 育 内 容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	五 六 十
専門分野	基礎義肢装具学 応用義肢装具学 (新設) (新設) 臨床実習 (新設)	十一 十 三
合 計		四十五

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習三単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十二単位以上(うち専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十一単位以上)であるときは、この表の教育内容この単位数によらないことができる。

(新設)

令和5年4月18日

○ 本Q&Aについて

国民の医療ニーズの増大と多様化による業務の拡大、デジタル技術及び工学技術の臨床での活用などによる、義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる役割や知識等も変化している。このような環境の変化に対応するため、養成施設の教育内容の見直しや臨床実習の充実等による義肢装具士の質の向上が求められている。

そこで、令和3年9月から「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月1日に報告書を取りまとめ、本年3月に、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）を改正するとともに、義肢装具士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第32号厚生労働省医政局長通知）を改正したところである。

本Q&Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したため、下記の事項にご留意願いたい。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	-----	2
【2. 臨床実習の在り方について】	-----	3
【3. その他】	-----	3

(略称)

「法」：義肢装具士法（昭和62年法律第61号）

「令」：義肢装具士法施行令（昭和63年政令第23号）

「施行規則」：義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）

「指定規則」：義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号）

「指導ガイドライン」：義肢装具士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第32号厚生労働省医政局長通知）

「報告書」：義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書（令和3年12月1日）

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 専門基礎分野について

問1－「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」において、報告書の中で、「褥瘡や潰瘍、火傷等の皮膚疾患を併発している部位への装具療法や、車椅子並びに座位保持装置の適合における形成外科学及び皮膚科学に関する知識を加味した学習とする。」として1単位が追加されているが、これらの内容がわかるような科目を新たに1単位分設定し、残りを既存の科目に含ませてシラバス等で明記すればよいか。あるいはこれらの項目をオムニバスで講義する1単位分の科目を新たに設定すればよいか。

(答) 追加となった内容については、科目の設定方法を含めて指定規則の教育内容及び指導ガイドラインの教育目標を逸脱しない範囲において各学校養成所の裁量で実施いただければ差し支えない。

問2－「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」において、報告書の中で、「車椅子・座位保持装置等や、福祉用具の製作・適合を含む知識と技術を本分野から除外し、専門分野の中で「応用義肢装具学」を再区分して新設する「福祉用具学」に統合させて系統立てた学習とする。」として1単位が削減されているが、従来科目の講義内容を変えずに単位の一部を「福祉用具学」の単位に振り替えてもよいか。

(答) 追加となった内容については、科目の講義内容を含めて指定規則の教育内容及び指導ガイドラインの教育目標を逸脱しない範囲において各学校養成所の裁量で実施いただければ差し支えない。

○ 専門分野について

問3－「基礎義肢装具学」は2単位削減して17単位となったが、何を中心に実施すればよいか。

(答) これまで当該教育内容で教授してきた基礎からの発展的な内容を洗い出して科目移管していただき、その上でこれまでと同様に、「応用義肢装具学」につながる系統立てた義肢装具の採型・採寸および適合を行うことができる基礎的な能力を養うことを中心に実施すること。

問4－「応用義肢装具学」が再区分され、「義肢学」、「装具学」、「福祉用具学」として新たな教育内容として単位数が明確になったが、どのような内容をカリキュラムに盛り込むことを期待しているか。

(答) デジタル技術を含めた今まで以上に範囲の広い義肢、装具、福祉用具全般の知識と技術を養うように努めること。また、福祉用具学では、介護ロボットやその他の支援機器を含めたロボット支援機器に関する必要な知識についても教授すること。

問5－臨床実習は指導者の業務時間外労働の時間に行ってもよいか。

(答) 指導者の業務時間外労働の時間を含めて実施することは差し支えない。但し、実習時間以外に行う課題学習等も含めて、1単位40時間以上、45時間以内かつ、2単位が2週間に収まるよう指導者が調整すること。

問6－臨床実習の時間には義肢装具関連施設と医療施設の往復の時間も含まれるか。

(答) 往復の時間において、指導者による臨床業務の講評を実施する場合には、臨床実習に含んでも差し支えない。

問7－臨床実習では、必ず福祉用具関連施設にも行かなければならないか。

(答) 福祉用具の重要性を臨床実習の中で理解することは重要であるが、臨床実習10単位のうち、義肢装具関連施設で行う実習を4単位以上及び、義肢装具関連施設で行う実習のうち、医療提供施設で行う実習を1単位以上行うのであれば、他の単位分については養成施設の裁量により行って差し支えない。

【2. 臨床実習の在り方について】

○ 臨床実習について

問8－実習時間外に行う学修等には、実習期間中の予習、復習、報告書作成などの時間に限定されず、実習前、実習後の課題も含むとの理解でよいか。

(答) ご認識の通り。

問9－臨床実習の実時間は必ず1週間45時間以内に収めなければならないか。

(答) 実習施設の状況によっては困難な場合も考えられる。そのため、2単位が2週間に収まるよう指導者が調整すること。

○ 臨床実習指導者講習会について

問10－臨床実習指導者講習会は、厚生労働省が開催するのか。

(答) 臨床実習指導者講習会は厚生労働省の定める指針に基づき、講習を企画する団体が厚生労働省に申請し確認を受けて開催する。

問11－義肢装具士は臨床実習指導者講習会を受講しないと指導者になれないか。

(答) 5年の実務経験を有する義肢装具士であれば、同講習会の受講が望ましいものの、臨床実習指導者講習会の受講は必須ではない。但し、福祉用具専門分野において実習指導者となる場合においては、臨床実習指導者講習会の修了は必須となる。

【3. その他について】

○ 機器器具について

問12－新しい指定規則の運用は2024年度入学生から適用されるが、変更後の授業カリキュラムの申請書の提出等はいつまでにする必要があるか。

(答) 従前の通り。

問13－養成施設に備えるべき備品等で、以下の点について確認をしたい。

- 1) 三次元動作解析装置については、床反力計での代用は可能か。
- 2) デジタル機器については、3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等とあるが、すべて揃えなければならないか。
- 3) 福祉用具（移動機器）、（家具・建具、建築設備）、（コミュニケーション関連用具）は、具体的に何を揃えればよいか。

（答）1) 三次元動作解析装置は身体運動を計測するものであるため、歩行などでの連続した三次元での関節角度計測等が可能な機器を設置すること。

2) 3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等から一つ以上を揃えること。なお、義肢装具専用のを揃える必要はない。

3) 公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具大分類を参照のこと。

○ 申請などについて

問 14－今養成施設に備えるべき備品として新規に追加されたものがあるが、いつまでに備えればよいか。

（答）新しい指定規則が適用されるまでに順次備えること。

問 15－4年課程の旧カリキュラム学生は2026年度の新カリキュラムに対応した国家試験を受けることになるが、どのように対応すべきか。

（答）4年課程の2023年度入学生には不利益のないように対応してもらいたい。